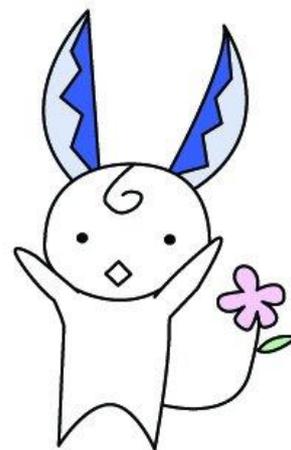


ほごのしおり

この手引きは、生活保護を受けようとする場合の手続きの方法などが書いてあります。読んで分からないことがありましたら、担当員に尋ねてください。

また、必要なときにいつでも見ることができるよう、大切に保管してください。



せきししゃかいふくしじむしょ ふくしせいさくかほごかかり
関市社会福祉事務所 福祉政策課保護係

〒501-3894

せきしわかくさどおり ちょうめ ほんち
関市若草通3丁目1番地

TEL (0575) 23-9349 又は 0575-23-9083

担当員 _____

目 次

せいかつほごもくてき 生活保護の目的	1
ほごう 保護を受けるまでの手続き	2
せいかつほごう 生活保護を受けると	8
せいかつほごうかたけんり 生活保護を受けている方の権利	9
ふふくもうした 不服申立てについて	10
せいかつほごうかたぎむ 生活保護を受けている方の義務	11
とどけでしんこくひつよう 届出（申告）が必要なもの	12
ほごひかえ 保護費を返さなければならないとき	17
いりょうきかんじゅしん 医療機関を受診するときは	19
たんとういん 担当員（ケースワーカー）とは	20
みんせいいいんじどういいん 民生委員（児童委員）とは	20



生活保護の目的

私たちは、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年を取り収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で生活に困ることがあります。

生活保護制度は、このようなとき、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても、なお生活が成り立たない世帯に対して、国が一定の基準に従って必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする

(無差別平等)

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

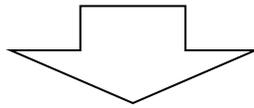
ほごう てつづ 保護を受けるまでの手続き

1 相談

生活に困って、生活保護のことをお聞きになりたい方は、福祉事務所に相談ください。

相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認させていただきます。プライベートな部分もありますので、お話は可能な範囲で構いませんから、気軽に相談してください。

相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。



2 申請

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。申請書類に必要な事項を記入して福祉事務所へ提出してください。

申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料なども求めることがあります。

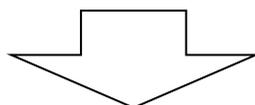
なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。

※明らかに窮迫した状況にあるときは本人からの申請がなくても、福祉事務所が職権で生活保護を開始する場合があります。

また、申請者等が暴力団員であることが確認された場合には原則として、既に申請を行っている場合には申請を却下し、相談等の段階である場合には暴力団を離脱しない限り申請を行っても却下となります。

しんせいご かくにん しょうらい れい
申請後に、確認させていただく書類の例

・預貯金の証書	・マイナンバーカード	・運転免許証
・生命保険の証書	・給料の明細書	・賃貸借契約書
・損害保険の証書	(月分 ～ 月分)	・土地家屋賃貸借契約証明書
・証券	・児童扶養手当の通知書	・家賃の領収書
・登記簿謄本	・児童手当の通知書	・身体障害者手帳
・車検証	・特別児童扶養手当の証書	・療育手帳
・年金証書	・特別障害者手当の証書	・社会保険証
・直近の振込通知書	・雇用保険受給者証	・国民健康保険証
・直近の改定通知書	・傷病手当の振込通知書	・福祉医療費受給者証



3 調査

生活保護の申請をされますと、面接やご自宅への訪問、官公署・金融機関・親族への照会などにより、保護の要否や程度を判定するために必要な調査をさせていただきますので協力してください。
(調査を拒否したり、虚偽の申し立てをしたときは、保護を受けられないことがあります。)

<調査の内容と生活保護制度について>

(1) 生活保護と資産の関係

現金、預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、貴金属など、資産の保有状況を調査します。預貯金、生命保険については、金融機関(銀行、郵便局など)や生命保険会社などに資産調査もを行います。

売却などが可能な資産がある場合には、処分して生活費に充て

ていただくこともあります。ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められますし、事情によっては自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

保有が認められない資産の例

・活用していない宅地、田畑や山林

・活用している宅地、家屋、田畑や山林で処分価値が利用価値に比べて著しく高いもの

(2) 能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障害、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先します。

なお、求職活動を行うにあたり、就労支援や職業訓練などの支援も行っています。

(3) 親族からの援助について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

なお、親族からの扶養は可能な範囲での援助をいうものであり、援助可能な親族がいることで生活保護の申請ができないというものではありません。

福祉事務所から、民法上の扶養義務がある親族に対して援助が可能かどうか照会させていただくことがあります。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。

(4) 他の制度の利用

生活保護以外にも、年金、各種手当、医療助成、社会保障など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、そちらを優先して活用していただきます。

生活保護法

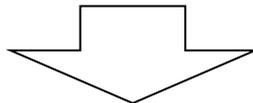
(保護の補足性)

- 第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

民法

(扶養義務者)

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

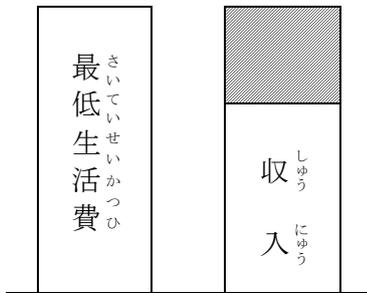


4 決定

(1) 決定

さまざまな調査を行った後、国が定める基準をもとに保護の利用ができるかどうかを決定します。

国が決めている保護基準によって計算した、あなたの世帯に必要な「最低生活費」と、あなたの世帯のすべての「収入」とを比べ、最低限度の生活を送るのに足りない分が保護費として支給されます。「収入」が「最低生活費」を超える場合には、生活保護の利用はできません。



しきゅう せいかつ ほごひ
支給する生活保護費

※最低生活費は世帯の人数、年齢などによって異なります。

※働いて得た収入の場合は仕事の励みになるように収入からの控除額があります。

生活保護法

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。

(2) 結果通知

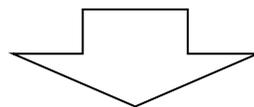
保護が受けられる場合には、保護開始決定通知書をお渡しします。

保護が受けられない場合には、理由を記載した保護却下決定通知書をお渡しします。

※保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内(特別な事情で調査に時間を要する場合には、最長で30日以内)に通知します。

※福祉事務所の決定に不服があるときには、不服の申立てができます。

(P10 不服の申立て参照)



5 支給

保護費は、原則として毎月5日(5日が土日、祝日に当たる場合はその直前の平日)に、指定の金融機関口座へ振り込みます。

なお、生活保護は、その全部を金銭で支給するものではありません。保護の種類によっては、福祉事務所があなたに代わって直接関係先に支払う（代理納付）ものもあります。

<保護の種類>

生活保護には次の8つの扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が受けられます。

1. 生活扶助

食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道など日常のくらしの費用

2. 住宅扶助

家賃・地代や住宅の補修などの費用

3. 教育扶助

小・中学校に通っている子供の学用品代、給食費、教材費などの費用

4. 医療扶助

病気やけがの治療のため病院などにかかる費用

5. 介護扶助

介護サービスが必要な場合の費用

6. 出産扶助

お産の費用

7. 生業扶助

高校就学、技能取得および就職のために必要とする費用等

8. 葬祭扶助

葬祭の費用

※ ひとり暮らしの生活保護利用者が亡くなった場合には、葬祭扶助は適用されません。

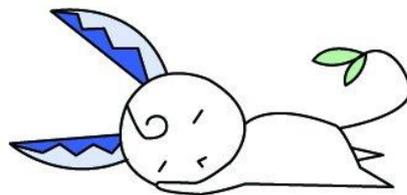


せいかつ ほ ご う 生活保護を受けると

つぎ ひようとう せいかつ ほ ご じゆきゆうちゆう めんじよ げんがく
 次のような費用等は、生活保護受給中は免除や減額されたり、
 また しかく うしな
 又は資格を失うことがあります。

しんせい ひつよう ふくしじむしよ そうだん
 申請が必要なものもありますので、福祉事務所にご相談のうえ、
 ひつよう てつづ と
 必要な手続きを取ってください。

めんじよ げんがく 免除、減額されるもの	
こくみんねんきん ほけんりょう しんせい ひつよう 国民年金の保険料 (申請が必要)	ねんきんじむしよ 年金事務所 (※)
じゆしんりょう しんせい ひつよう NHKの受信料 (申請が必要)	NHK(※)
こていしさんぜい しんせい ひつよう 固定資産税 (申請が必要)	しやくしよ 市役所
しかく うしな 資格を失うもの	
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	しやくしよ 市役所
こうきこうれいしゃいりょう 後期高齢者医療	しやくしよ 市役所
()	



生活保護を受けている方の権利

1. 条件を満たせば、すべての方が平等に、世帯の生活の必要に応じた扶助を受けることができます。
2. 正当な理由なく、保護費が削減されたり、生活保護の利用ができなくなることはありません。
3. 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

生活保護法

(不利益変更の禁止)

第 56 条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

(公課禁止)

第 57 条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(差押禁止)

第 58 条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

(譲渡禁止)

第 59 条 第 58 条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。



ふふくもうした 不服申立てについて

生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して、3ヶ月以内に岐阜県知事に対して審査請求を行うことができます。

なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

ただし、日本国籍がない方は審査請求を行うことができません。

生活保護法

(審査庁)

第64条 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項(第55条の5第2項において準用する場合を含む。第66条第1項において同じ。)の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

生活保護を受けている方の義務

1. 生活向上に向けた努力をする

(1) 働ける能力のある人

働ける能力のある人は、その能力に応じて収入を得ることができるよう努めてください。(就労能力があるにもかかわらず働かない人、働いていてもその能力に比べ収入が少額の人には、指導・指示を行い、それを守らない場合は保護を変更、停止又は廃止することがあります。)

(2) 病気などで治療が必要な人

病気やけがで治療が必要な人は、医療機関を受診し、医師の指示に従って治療に専念してください。

(3) 生活面では

生活保護費は、原則、月1回当月分を口座振込で支給します。生活費に計画的に使用できるよう、月の途中で使い切ってしまうことのないよう、家計簿をつけ日々の支出を見直すなど、ご自身でできる限りの金銭管理を行い、生活の維持向上に努めてください。

2. 保護費を支給目的のために使う

住宅の家賃や教材費などの学納金は、それぞれの用途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。

3. 担当員（ケースワーカー）の指導指示は守ってください。

担当員（ケースワーカー）から、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導をすることがありますので、これを守ってください。

届出（申告）が必要なもの

生活保護の受給中は、生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

必要な届出をしなかったり、事実と異なる届出をした場合は、本来受給できる保護費が受給できなかったり、既に受給した保護費を返還していただかなければならなくなる場合があります。

(P17 保護費を返さなければならぬとき参照)

1. 世帯状況の変化を届け出る

- ・住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談をしてください）
- ・家族に変化があったとき（出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など）
- ・就職や離職をしたとき
- ・健康保険の資格を取得や喪失したとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・家が壊れて修理が必要なとき
- ・家賃、地代が変更されたとき
- ・医療機関を受診するとき（P19 医療機関を受診するときは参照）
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき

2. 収入を届け出る

- ・ 毎月^{まいつき}の給与^{きゅうよ}などの定期的な^{ていきてき}収入^{しゅうにゆう}、賞与^{しょうよ}などの臨時^{りんじしゅうにゆう}収入
- ・ 高校生^{こうこうせい}など未成年^{みせいねん}の子^このアルバイト^{しゅうにゆう}収入
- ・ 年金^{ねんきん}や公的^{こうてきてあて}手当^{しゅうにゆう}などの収入
- ・ 生命^{せいめい}保険^{ほけん}の入院^{にゅういん}給付^{きゅうふ}金^{きん}や解約^{かいやく}返戻^{へんれい}金^{きん}の収入^{しゅうにゆう}
- ・ 交通事故^{こうつうじこ}の慰謝^{いしや}料^{りょう}、補償^{ほしょう}金^{きん}などの収入^{しゅうにゆう}
- ・ 債務^{さいむ}整理^{せいり}による^{よる}過払^{かばら}金^{きん}収入^{しゅうにゆう}
- ・ 不動産^{ふどうさん}などの資産^{しさん}の売却^{ばいきやく}収入^{しゅうにゆう}
- ・ 相続^{そうぞく}、養育^{よういく}費^ひ、親族^{しんぞく}からの仕送^{しおく}り^りや援助^{えんじょ}などの収入^{しゅうにゆう}

※上記^{じょうき}は一例^{いちれい}で、あらゆる^{しゅうにゆう}収入^{しんこく}の申告^{ひつよう}が必要です。

収入申告^{しゅうにゆうしんこく}を行う^{おこな}と・・・

収入申告^{しゅうにゆうしんこく}を適正^{てきせい}に行^{おこな}えば、次^{つぎ}のような控除^{こうじょ}や、収入^{しゅうにゆう}として認定^{にんてい}しない取扱^{とりあつか}いができることがあります。

※控除^{こうじょ}とは：収入^{しゅうにゆう}から一部^{いちぶ}が除外^{じょがい}されることです。控除^{こうじょ}された分^{ぶん}は、保護^{ほご}費^ひが減額^{げんがく}調整^{ちやうせい}されず手元^{てもと}にお金^{かね}が残^{のこ}ることになります。

< 収入^{しゅうにゆう}に対する^{たい}控除^{こうじょ}の例^{れい}>

○就労 ^{しゅうろう} 収入 ^{しゅうにゆう} に対する ^{たい} 控除 ^{こうじょ}	
基礎 ^{きそ} 控除 ^{こうじょ}	給与 ^{きゅうよ} 総額 ^{そうがく} に ^{おう} 応 ^い じて一部 ^{いちぶ} が控除 ^{こうじょ} されます
未成年 ^{みせいねん} 者 ^{しゃ} 控除 ^{こうじょ}	未成年 ^{みせいねん} 者 ^{しゃ} が就労 ^{しゅうろう} した場合 ^{ばあい} 、基礎 ^{きそ} 控除 ^{こうじょ} のほか に一定 ^{いってい} の金額 ^{きんがく} が控除 ^{こうじょ} されます
その他 ^た の必要 ^{ひつよう} 経費 ^{けいひ}	社会 ^{しゃかい} 保険 ^{ほけん} 料 ^{りょう} 、所得 ^{しよとく} 税 ^{ぜい} 、通勤 ^{つうきん} 交通 ^{こうつう} 費 ^ひ などの必要 ^{ひつよう} 経費 ^{けいひ} が控除 ^{こうじょ} されます
○高校生 ^{こうこうせい} のアルバイト ^{しゅうにゆう} 収入	

こうこうせい しゅうにゆう じゅぎょうりょう ふそくぶん しゅうがく
 高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学
 りょこうひ がくしゅうじゅくだい だいがく せんもんがっこう にゅうがくきん そうきじりつ
 旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立に
 あ みと しゅうにゆう にんてい とりあつか
 充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱
 いとなります。

※その他、自立更生のために充てられると認められるものについて
 も、収入として認定しない取扱いができる場合がありますので、
 しんこく そうだん
 申告するときにご相談ください。

3. 資産を届け出る

しさん ぞうげん りょうじょうきょう へんか ばあい とどけで ひつよう
 資産の増減や、利用状況の変化があった場合は届出が必要です。
 しさん じょうきょう へんか ばあい さいてい いちねん かい せたいいん
 資産の状況に変化がない場合でも、最低でも一年に1回は、世帯員
 ぜんいん しさん ほゆうじょうきょう とど で ひつよう
 全員が資産の保有状況を届け出る必要があります。

<資産の例>

- 土地や家などの不動産
とち いえ ふどうさん
- 生命保険や損害保険などの各種保険（原則、保有不可）
きょじゅうようふどうさん げんそく ほゆうか ゆうきゅうしさん げんそく ほゆうふか
- 自動車やオートバイ（個別事情による）
じどうしゃ こべつじじょう
- 高価な貴金属・証券・債券・株券など（原則、保有不可）
こうか ききんぞく しょうけん さいけん かぶけん げんそく ほゆうふか

せいかつ ほ ご じゅきゆうちゆう しゃっきん
生活保護受給中は、借金をしないでください

まいつき せいかつ さいていせいかつひ はんい ない つと しゃっきん
毎月の生活は、最低生活費の範囲内で行うように努め、借金をしな
いでください。

もし、^{きんゆうきかん}金融機関や^{ちじんとう}知人等から^{かね}お金を^か借りた場合、^{ばあい}借りた^かお金は^{きん}全額^{ぜんがく}
を^{しゅうにゆう}収入として^{にんてい}認定することになり、^{せいかつ ほ}生活保護費を^{ご ひ}減額調整^{げんがくちようせい}（額によ
っては^{せいかつ ほ}生活保護^{ご てい}停止又は^{はいし}廃止）することになります。その上、^{う え}借金の^{しゃっきん}
^{へんさい}返済も^{おこな}行うこととなり、^{せいかつ}生活が^{くる}苦しくなりますので、^{しゃっきん}借金はしな
いでください。

また、^{せいかつ ほ}生活保護費からの^{ご ひ}借金返済^{しゃっきんへんさい}は^{みと}認められません。

ただし、^{しょうがくきんとう}奨学金等の^{いちぶ}一部の^{かしつけきん}貸付金は^{みと}認められる場合^{ばあい}がありますので、
^{じぜん}事前に^{そうだん}相談してください。

生活保護法

(指導及び指示)

第 27 条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。

3 第 1 項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(生活上の義務)

第 60 条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

(届出の義務)

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

(示等に従う義務)

第 62 条 被保護者は、保護の実施機関が第 30 条第 1 項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更正施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第 46 条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規程により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

保護費を返さなければならないとき

1. 不正な手段により保護を受けたとき（不正受給）

必要な届出（申告）をしなかったり、収入を偽って申告したり、事実と異なる届出をして、保護費を受け取ると「不正受給」となります。不正に受けた保護費は福祉事務所に返還していただきます。また、正しく申告していたら受けられたはずの控除なども受けることができなくなります。特に悪質な手段による「不正受給」と判断された場合には、警察へ告訴などを行う場合があります。

(P12 届出（申告）が必要なもの参照)

2. 資力がありながら保護を受けたとき

急迫した事情のため本来資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、先に支給された保護費を後から返還していただきます。例えば、財産や資産がすぐに処分できなかった場合は処分した時点で返還するとか交通事故による補償金がすぐにもらえなかった場合はもらった時点で返還するなどです。

3. 扶養能力のある扶養義務者がありながら保護を受けたとき

扶養義務者が、十分な扶養能力を持ちながら、その保護を受けているものに対して扶養しなかったことが後から分かったときには、その扶養義務者の扶養能力の範囲内でそれまでの保護のために要した費用の全部、又はその一部を扶養義務者から徴収できることになっています。

生活保護法

(費用返還義務)

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(費用等の徴収)

第 77 条 被保護者に対して民法の規程により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

- 2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(罰則)

第 85 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。ただし刑法（明治 40 年法律第 45 号）に正条があるときは、刑法による。

- 2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

医療機関を受診するときは

1 初めて受診するとき

- (1) 生活保護担当員に「医療機関を受診したい」と連絡してください。

2 夜間や休日に急病でかかるとき

- (1) 直接、医療機関を受診し、窓口で「生活保護を受けている」と伝えてください。

- (2) 必ず、翌日（開庁日）に福祉事務所に連絡してください。

3 その他注意事項

- (1) 入院、退院する場合は、福祉事務所へ連絡してください。

- (2) できるだけ近くの医療機関を受診してください。また、同じ病気で2つ以上の医療機関を受診したり、むやみに医療機関を変えたりしないでください。

- (3) 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）を認めていない場合を除き、後発医薬品を使用してください。

- (4) 健康な場合でも、年に一度は健康診査を受けてください。

施術の給付（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）は、医療機関での受診とは取扱いが異なりますので、事前に福祉事務所の担当者にご相談ください。

- 柔道整復（接骨院・整骨院）を利用できるのは、次の場合です。

①打撲又はねんざの手当（スポーツでのねんざ等）

②脱臼又は骨折の応急手当

③応急手当以外の脱臼又は骨折の手当（医師の同意が必要）

※①又は②に当てはまらないときや、当てはまるかどうか分からないときは、事前に福祉事務所の担当員までご相談ください。

- あん摩・マッサージ、はり・きゅうを利用する場合はすべて医師の同意が必要です。

たんとういん 担当員（ケースワーカー）とは

福祉事務所には、ケースワーカーと呼ばれる担当員がいます。
担当員は、生活保護制度を正しく使っていただくために、あなたの
家庭の生活状態や収入等について調査したり、いろいろな相談に
応じるために、ときどきあなたのお住まいや入院（所）先を訪問し
ます。プライバシーは固く守ります。

みんせいいいん じどういいん 民生委員（児童委員）とは

民生委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受け、福祉事務所の協力
機関になっています。生活保護はもちろん、児童・母子・障害者・高齢者
など、社会福祉全般にわたって相談を受けておられます。もちろん、
相談内容については、法律でプライバシーを守ることになっています
ので、安心してご相談ください。

あなたの地区の民生委員

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

でんわ
電話

